

(様式2)

## 小浜市地域見守り活動協力に関する協定書

小浜市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、各々の合意に基づき、小浜市地域見守り活動協力の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が業務上の連携を図り、積極的に見守り活動を行うことにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指すものとする。

（活動の対象とする地域）

第2条 本協定による活動の対象となる地域（以下「対象地域」という。）は、小浜市内で乙が日常的に業務を行う地域とする。

（乙の役割）

第3条 乙は、見守り活動を実施するにあたり、日常の業務の範囲において協力可能な体制の整備を行うものとする。

2 乙は、命に関わる緊急時と判断して、救急、警察に直接通報する必要がある場合等を除き、その業務の対象者の日常生活で何らかの異変を察知した場合、業務に支障のない範囲で速やかに甲に通報するものとする。

3 前項の通報は、異変確認日時、住所、氏名、異変の状況等について、甲に対し、電話等により連絡して行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、前条の規定による活動を行ったこと、または行わなかったことにより、住民に生じた問題等について、一切の責を負わないものとする。

（甲の責務）

第5条 甲は、円滑な通報に対する体制の整備を行うものとする。

2 甲は、乙から第3条第2項の通報を受けた場合には、遅滞なく関係機関と連携して必要な対応を行うものとし、その対応状況を記録するとともに、乙に対応結果（個人情報に関するものを除く。）について連絡するものとする。

3 甲は、本協定の趣旨を広報するなど、乙の活動が円滑に進むために必要な支援を行うものとする。

（経費の負担）

第6条 甲および乙が本協定に基づき行う見守り活動に関する電話等の経費は、甲乙それぞれが負担する。

（個人情報の保護）

第7条 甲および乙は、本協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。本協定に基づく事業協力が終了した後も、同様とする。

（相互連携）

第8条 甲および乙は、本協定に定める事項の円滑な推進を図るため、各種情報交換や地域の見守りのために必要な知識の習得のための講習会の開催等、相互連携し地域の見守りの強化に努めるものとする。

(協議)

第9条 本協定の内容に疑義が生じた場合または本協定に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議の上定めるものとする。

(期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間を経過した年度末までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、双方署名または記名押印の上、甲と乙がそれぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福井県小浜市大手町6番3号

小浜市長

乙